

めるものとする。

2 委員会は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

3 委員会は、委員自らの提案及び市民の意見等をもとに所管事務調査を行い、政策提言及び政策立案を積極的に行うものとする。

## 第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

## 第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員は、行政監視の役割と機能を発揮するため、市長等の諮問機関等の構成員（法令に定めのあるものを除く。）になってはならない。また、市等から補助金の交付を受け、かつ、事務的支援を受ける法人その他団体の代表者にならないよう努めるものとする。

(議員定数)

第18条 議員定数は、別に条例で定める。ただし、議員定数の改正を行うまでの間は、法第91条第7項の告示による。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

(政務活動費)

第20条 政務活動費は、別に定める条例に基づき、適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の収支報告書は、積極的に公表しなければならない。

## 第7章 条例の検証及び見直し手続

(条例の検証及び見直し手続)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

るよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民等による政策提言と位置付け、その審議等において、請願者、陳情者その他関係者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。

5 議会は、市民への報告及び市民との意見交換を行うため、1年に2回以上、議会報告会を行うものとする。

6 議会は、市民との意見交換を行うための懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

7 議会は、市民に対し、広く本会議及び委員会の傍聴を呼びかけるものとする。また、市内の小学校、中学校、高等学校に対し、議事堂等の見学を呼びかけるものとする。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための議会広報活動の充実強化を図るものとする。

## 第3章 議会と市長等の関係

(議会と市長等との関係)

第7条 議会の審議等において、議員と市長その他執行機関（以下「市長等」という。）は、緊張関係を保持するものとする。

2 議会の一般質問は、市民に分かりやすく、また、論点及び争点を明確にするため、対面式一問一答方式で行うものとする。

3 市長等は、議員の質問等に対して質問の趣旨を問うことができる。

(政策等の形成過程の説明資料の提出)

第8条 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、論点を明確にし、その政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次の各号に掲げる事項の説明資料を提出し、それに基づき説明を行うよう求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(4) 市民参加の実施の有無及びその内容

(5) 総合計画における根拠又は位置付け

(6) 政策等の実施に係る財源措置

(7) 将来にわたる政策等の効果及び費用

(予算及び決算における説明資料の提出)

第9条 議会は、予算及び決算の審議等に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料を提出するよう求めるものとする。

(議会が求める報告及び資料の要求)

第10条 議会は、市長等に対し、基本構想及び基本計画を実現するための長期的で重要な計画の策定状況について報告を求めるものとする。

2 議会は、市長等に対し、資料の提出を求めることができる。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、別に条例で定める。

(適正な議会費の確立)

第12条 議会は、適正な議会の活動費を確立するため、議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

## 第4章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第13条 委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努